

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成29年3月
十和田市

目 次

はじめに

- ① 基本構想の意義
- ② 基本構想の構成
- ③ 基本構想の目標年次

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

第 2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 2 の 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

第 6 その他

別紙 1 (第 4 の 1 の(1)農業経営基盤強化促進事業に関する事項の補足)

別紙 2 (第 4 の 1 の(2)農業経営基盤強化促進事業に関する事項の補足)

はじめに

① 基本構想の意義

WTO農業交渉での農産物の輸入拡大への不安、低迷を続ける米価や産地間の競争の激化に加え消費者からは安全・安心で低価格な農産物の供給を要求されるほか、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉参加問題など、国内外の農業を取り巻く情勢はますます厳しさを増しています。このような中、食料自給率の向上と消費者の要求に応えられる食料供給力の強化が重要な課題となっています。そのため、消費者の要求に応えられる効率的かつ安定した農業経営の確立が必要となっています。市場や他産地の動向などを的確にとらえ、経営規模の拡大や新たな部門への取組み等自らの創意工夫により農業経営の改善を進めることができた農業者だけが生き残っていくのではないかと思います。

このため、農業者一人一人が自らの経営をもう一度見直し、将来に向けた営農設計を立てて、その達成に向けた具体的な行動を起こしていくことが求められています。

このような経営改善を円滑に進めていくためには、個人の努力の他集落などを一つの単位とした徹底した話し合いによる将来の地域農業に関するビジョンを作成し、集落の合意形成の下に個人や組織が協力して、その実現を図っていくことが効果的であると考えます。そのために国・県等関係機関の指導を受けながら、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区並びに地域リーダーの方々が積極的な役割を果たすことが期待されております。

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）に基づき、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成と担い手への農地の流動化の促進などに関する基本的な考え方と指標を提示し、地域の経営改善に関する取組みを助長するとともに、あわせて21世紀の十和田市農業の経営基盤の強化を促進するものです。

② 基本構想の構成

この基本構想は、第 1 から第 6 により構成されています。

第 1 の「農業経営基盤強化の促進に関する目標」では、本市における農業生産、農業構造の基本的な方向を記述し、育成する効率的・安定的な経営体の目標とする所得水準、労働時間及び経営体数などを示しています。

第 2 の「農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」では、目標を実現するための具体的な指標として、地域の代表的な営農類型について示しています。

第 3 の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」では、育成する経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標を示しています。

第 4 の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項や、その推進体制等について述べています。

第 5 の「農地利用集積円滑化事業に関する事項」では、農地利用集積円滑化事業を行う者、実施区域の基準のほか、事業実施上の具体的な基準について述べています。

第 6 その他

③ 基本構想の目標年度

この基本構想は、平成 37 年度を目標年度としています。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 十和田市は、青森県南東部中央に位置し、八甲田山系や十和田湖などの自然豊かな環境を有する地域と、奥入瀬川をはじめとする多くの河川や奥入瀬川から取水した人工河川「稲生川」がうるおす田園と都市機能を有する地域から形成されている。

。気候は基本的に太平洋型気候に属し、平地での年平均気温は 11 ～ 12℃、年間降水量は 1,000mm 前後だが、東西に広がっているため降水量、特に積雪量には地域差がある。6 月から 7 月にかけて吹き込む偏東風（ヤマセと呼ばれる冷風）の影響を受け、低温と日照不足により農作物が被害を受けることがある。

十和田市の農業は、三本木原開拓以来、米を基幹として順調に進展し、恵まれた草資源のもと畜産を組み合わせた複合型経営として発展してきたが、米の生産調整を機に作物の選定や栽培技術の確立などにより野菜振興が図られ、にんにく、ながいも、ネギ及びゴボウ等が主要作目として定着している。

今後も、このような米、野菜、畜産などを組み合わせた土地利用型の複合経営を推進する他、消費市場の要求に対応した作目や技術の導入など地域の特性を生かした生産性の高い施設型農業も併せて推進する。また、農産物加工の振興や流通はもちろん商工及び観光部門との連携強化を進めるなど、地域に根ざした農業の振興を目指すこととする。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 十和田市の農業構造については、農家人口の減少とともに農業専従者が 65 歳以上の農家の割合が高くなってきている。専業農家や第 1 種兼業農家が減り、より農業依存度の低い第 2 種兼業農家が増えている。

このように今後も農業の担い手不足がますます深刻化している中、その担い手不足を補うはずの生産組織についても、農協関連等で様々な組織が存在するものの、活発な活動を展開している組織は一部にすぎず、集落単位での人的、機械的資源の有効な活用は少ない。

このように今後とも高齢化・兼業化が進み、農業の担い手不足により地域農業が成り立たなくなる事態を避け、農家の所得向上と農業環境の改善などの地域農業の振興を図るため、地域自らが将来のあるべき姿を話し合い、持続可能な農山漁村の育成を目指す「地域経営」の考え方を取り入れながら、集落や農家個々の特性や立地条件を生かし、高齢者の活用や若い担い手の確保・育成と併せた集落の合意形成による生産組織や営農組合の育成を重点的に行うことが重要となっている。そしてその促進を図るための自主的かつ創造的な活動を促すための農業経営の方向性を示していくものとする。

- 3 十和田市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、十和田市における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得 530～630 万円（主たる農業従事者 1 人当たり 400～500 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を実現していくことを目指す。

- 4 十和田市は、将来の十和田市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

最初に、十和田市と農業協同組合、農業委員会、上北地域県民局地域農林水産部等関係機関が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、十和田市地域農業再生協議会を設置し、本市の農業を担う効率的・安定的な農業経営を目指す農業者と組織の育成と確保を目指す。

そのために集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行い、場合によっては組織経営体へと誘導していく事と共に、更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及び周辺農家に対して十和田市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示、最新の技術や地域活動の情報提供等を行い、地域の農業者が主体性を持って自ら地域農業の将来方向について選択判断できるよう誘導することで、各々が自主的に農業経営改善計画の作成や相互の連携を図るようにする。

次に農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、地域での組織的な活動により農地の流動化を進めるため、農作業の受託組織や水田フル活用ビジョンの組織経営体として発足した営農組合のような活動を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年増加傾向にある遊休農地については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を推進するため、農用地利用改善団体や営農組合等の集落営農組織の設立を目指し、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とし、認定農業者の育成・確保とともに営農組

合等の組織化を促進するための指導、助言を行う。

更に、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合が実施している農作業受委託事業と連携を密にしながら、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が図られ、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、農協、上北地域県民局地域農林水産部等の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域や生産条件のきびしい地域では、農地の一体管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を進める。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっても参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、十和田市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、各種事業の実施に当たっては、当該実施地域において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 十和田市は十和田市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を上北地域県民局地域農林水産部の協力を受けつつ行う。

特に畜産等の大規模経営においては、適切な資金計画の下に施設等への投資が行われるよう金融機関や上北地域県民局地域農林水産部等と連携を取りながら農業経営改善計画の作成指導を行う。

また、水稻への依存体質からの脱却を図るため産地化をねらいとして販売・加工の面からも検討を行った集約的振興作目に対し、水稻や他作目との組合せによる複合経営の発展に結びつくよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)新規就農の現状

十和田市の平成 27 年の新規就農者は 4 人であり、過去 2 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稲・にんにく・ごぼう・ねぎ及びながいも等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、十和田市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、十和田市においては、青年等の農業者が減少しないよう安定的な確保を目指す。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

十和田市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 200～250 万円程度）を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた十和田市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については上北地域県民局地域農林水産部や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に十和田市で展開している優良事例を踏まえつつ、十和田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

ここに示した指標は、最新の技術をもとに組み立てられているが、今後、水稻や野菜・果樹・畜産で開発中の先端的な技術についても、普及動向を見極めながら積極的な導入を図り、生産性の向上と経営の効率化に努めるものとする。

また、指標に示している主要資本装備のうち、個々の経営体の利用では償却コストが過大となる機械施設については、極力共同での利用に努めるものとする。

なお、ここに示した指標は、あくまでも基本的なものであり、農協等の指導機関は、農業者の営農志向などの把握に努めながら、個々の農業者の経営実態や新たに導入を希望する品目の組合せなどに応じた具体的な経営改善モデルを作成し、営農相談に当たるものとする。

【個別経営体の指標】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 + 水稻	〈作付面積等〉 野菜＝2.5ha ながいも＝1.0ha ながいも（種子） ＝0.2ha ごぼう＝0.5ha にんにく＝0.5ha ねぎ＝0.3ha 主食用米＝2.0ha 〈経営面積〉4.5ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター （40 、75p s） ・田植機（4条） ・コンバイン（4条） ・ながいも掘取機・トレン チャー ・にんにく掘取機・乾燥 機 ・マニュアルレクター	・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 ・青色申告の 実施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保
水稻 + 畑作 + 野菜	〈作付面積等〉 主食用米＝4.0ha 小麦＝1.0ha 大豆＝1.0ha 野菜＝1.1ha （ながいも ＝0.5ha） （ながいも（種子 ）＝0.1ha） （にんにく＝0.5ha） 〈経営面積〉7.1ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター（40ps） ・田植機（4条） ・コンバイン（4条） ・トレンチャー ・ながいも掘取機 ・にんにく掘取機・乾燥 機 ・マニュアルレクター	・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 ・青色申告の 実施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 野 菜 + 工芸作物	〈作付面積等〉 主食用米＝5.0ha 野 菜＝0.6ha （にんにく ＝0.6ha） 葉たばこ＝0.6ha 〈経営面積〉6.2ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター （30、40ps） ・田植機（4条） ・コンバイン（4条） ・自走式管理機 ・加熱送風機・梱包機 ・にんにく掘取機・乾燥機	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稲 + 野 菜 + 肉用牛	〈作付面積等〉 主食用米＝2.0ha 野 菜＝1.2ha （ながいも ＝0.6ha） （ながいも（種子） ）＝0.2ha （にんにく＝0.4ha） 肉用牛（繁殖10頭） 〈経営面積〉3.2ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター（40、75ps） ・田植機（4条） ・コンバイン（4条） ・トレンチャー ・ながいも掘取機 ・にんにく掘取機・乾燥機 ・マニュアルレクター	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稲 + 野 菜 + しいたけ	〈作付面積〉 主食用米＝2.0ha 野 菜＝2.4ha （ながいも ＝0.6ha） （ながいも（種子） ）＝0.2ha （にんにく 0.6ha） （菌床しいたけ＝1.0ha） 〈経営面積〉4.4ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター（40ps） ・田植機（4条） ・コンバイン（4条） ・ながいも掘取機 ・にんにく掘取機・乾燥機 ・ビニールハウス 4棟	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

- (注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。
- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提とする。
- 3 ここに掲げられていない営農類型は、関係機関の指示のもとに農業者の営農志向を踏まえつつ作成する。（組織経営体についても同様）

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 (主たる 従事者 2～3 人で構成 する組 織)	〈作付面積等〉 主食用米＝8.0ha 飼料用米＝8.0ha 小麦＝4.0ha 大豆＝4.0ha 〈経営面積〉24.0ha 〈作業受託〉40.0ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター（30、 40ps） 各2台 ・田植機（6条）2 台 ・コンバイン（汎用）2 台 ・マニュアルレタター ・ブームスレーヤー	・生産・販売 に関する経理 の一元化と青 色申告の実施 （法人化を目指 す）	・機械の共同利用 と作業の協業化

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

【経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標】*各営農類型共通

区分	内容
経営管理の方法	<p>1. 経営と家計の分離を図り、経営の合理化、健全化を進めるため、複式簿記記帳を行い、青色申告を実施する。</p> <p>2. 経営内容を的確に把握し、分析するため、パソコンの活用を図る。</p> <p>3. 経営の安定性、持続性を高めるため、経営管理を強化し、熟度の整った経営体について法人化を進める。</p>
農業従事の態様等	<p>1. 農業従事者を安定的に確保するため、休日制、給料制の導入に努める。 また、雇用労働者の恒常的な確保を要する経営体では、社会保険への加入に努める。</p> <p>2. 他産業並の労働時間を実現するため、ヘルパー制度の導入や、季節雇用者の適切な導入を図る。</p> <p>3. 労働環境の快適化を進めるため、作業環境の改善、作業条件の整備に努める。</p> <p>4. 労働の安全性の強化を図るため、安全で作業者に適する機械の導入、休憩時間の確保などに努める。 また、労災保険等各種災害補償制度への加入に努める。</p>

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営
 の指標

第 1 に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に十和田市及び
 周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、十和田市における主要な営農類
 型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体の指標】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 ＋ 水稲	〈作付面積等〉 野菜 = 2.2ha (ながいも = 0.8ha) (ながいも種子 = 0.2ha) (ごぼう = 0.6ha) (ねぎ = 0.6ha) 主食用米 = 2.0ha 〈経営面積〉 4.2ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター (40 、75p s) ・田植機 (4 条) ・コンバイン (4 条) ・ながいも掘取機・トレン チャー ・ねぎ収穫機 ・マニュアルレクター	・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 ・青色申告の 実施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保
肉用牛	〈作付面積等〉 牧草 = 3.4ha 肉用牛 (繁殖 20 頭) 〈経営面積〉 3.4ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター (30ps) ・畜舎 (48 坪) ・堆肥舎 (15 坪) ・乾草収納庫 (16 坪) ・モア・レーキ・テッター ・ロールバレー ・マニュアルレクター	・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 ・青色申告の 実施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保
野菜	〈作付面積等〉 野菜 = 1.8ha ながいも = 1.2ha ながいも (種 子) = 0.3ha にんにく = 0.2ha 〈経営面積〉 1.7ha	〈主要資本装備〉 ・トラクター (40ps) ・トレンチャー ・ながいも掘取機 ・にんにく掘取機・乾燥 機 ・ねぎ収穫機 ・マニュアルレクター	・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 ・青色申告の 実施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる
 労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主た
 る従事者 1 人、補助従事者 1 ～ 2 人として示している。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提とする
 。

第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第 2 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備 考
9 0 %	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面的集積の目標	
効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化団体による調整活動を積極的に行いながら農地利用集積における面的集積の割合を高めていく。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用の面積である。

なお、農用地利用面積には基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を 3 作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

2 目標年次は平成 3 7 年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

十和田市の平坦部では、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物と畜産が盛んなことによる飼料作物及びにんにく、ながいも等の露地野菜を取り入れた単一若しくは複合経営が展開されており、個別経営体としての認定農業者と集落内での合意形成により設立した集落営農組織といった担い手への農地の利用集積が図られてきたものの、担い手ごとの経営農地が比較的分散傾向にあることと作物の団地化が進んでいないこともあり、農作業の効率化等に支障を来しており、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、十和田市の山間部における農作物の作付状況は、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物の作付けが少ないことを除くと平坦部と似通っており、加えて狭小、不整形といった山間部の農地にありがちな問題も抱えており、担い手への農地集積は進んでいない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地のビジョン

十和田市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

耕作する者のない農地が増加傾向にある一方で、規模拡大や団地化を志向する農業経営者や集落営農により地域農業の活性化を図ろうとする動きは確実に存在している。

水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物だけに止まらず、露地野菜の生産においても連作障害を回避するために他野菜や緑肥等を加えたブロックローテーション化は、今後必須となってくるのは確実であり、そのためには農地集積による団地化が必要不可欠となる。

また、農地の集積化は、農作業の効率を向上させ、農業経営の改善に取り組む農業経営者の規模拡大への意欲を促すことになる。

以上のことから、不耕作農地の増加を防ぎ、経営規模の拡大を目指す担い手に対して農地を集積させることにより、農地の有効利用を図る。

・農地利用のビジョン

(目的)

地域農業が抱える担い手の高齢化等に伴う遊休農地の発生や農地の面的な利用集積の遅れ等の課題に対応して、農地の効率的かつ総合的な利用を図り、将来に向けた持続性のある農業経営が展開されるよう、農産物の生産という農地の持つ本来の機能に加え、水源涵養、土壌侵食防止等の農地の公益的機能を含めて、農地の保全と有効活用を図ることで地域農業の発展を促していく。

(農地の効率的な利用を図るための基本的な事項)

農地の有効活用を促進するに当たり、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業経営体に農地を集積する。

効率的かつ安定的な農業経営体については、地域や集落内の合意形成を進めて、地域の実情に即して位置付けられた担い手とし、具体的には、個別経営体としての認定農業者と組織経営体としての集落営農組織とする。

担い手に対しては、農地の有効利用と適切な管理を図るため、利用権の設定若しくは、農作業委託での実質的な作業単位の拡大による農地の利用集積を推進す

る。

また、農地の集積に当たっては、面的な集積による団地化や同一作物の集団化を促進して規模拡大による作業効率の向上を目指す。

(農地流動化の支援)

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業等による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に利用権の設定を進める。

集落内での集団化・連坦化した条件の農地は、集落営農の組織化等を支援し、有効利用と適切な管理を進める。

(遊休農地の解消)

近年増加傾向にある遊休農地については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者や集落営農組織等の担い手への利用集積を図るなど遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(3)農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

十和田市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、公益社団法人あおもり農林業支援センター、農地利用集積円滑化団体及び十和田市地域農業再生協議会等による連携体制を整備する。

第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

十和田市は、青森県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第 4「農業経営体等を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、十和田市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

なお、農業委員会による農用地の利用調整の取組における都市的土地利用との調整は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）以下「基本要綱」という。別紙 6 の第 3 のとおりとする。

また、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整は、基本要綱別紙 8 のとおりとする。

十和田市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する作業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 整備された大型ほ場区画等の高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に土地改良区の主体的な取組により担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域に該当する地域では、農用地利用改善事業の推進や中山間地域等直接支払制度などの活動を活発化することで担い手不足による遊休農地の解消に努める。

更に、十和田市は、農用地利用改善団体に対しては、特定農業法人制度及び特定農

業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件は次のとおりであるが、極力、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用することを促すものとする。

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用する

ための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
- (ウ)耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと。
- (エ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること
- (オ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (カ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができる」と認められること

ウ 農業用施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができる」と認められること

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人

及び法人)が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の経営の育成に資するようにするものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合及び農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 十和田市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 十和田市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件

に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 十和田市は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第 2 条によりみなされる場合は不要）。
- ② 十和田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 十和田市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 十和田市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、十和田市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 十和田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第 8 号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第 8 号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 十和田市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第 8 号に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 十和田市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 十和田市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、十和田市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 十和田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、貸借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

十和田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権

利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

十和田市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を十和田市の掲示板への掲示により公告する。

なお、十和田市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

十和田市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の移転等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

十和田市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 十和田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 十和田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借によ

る権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 十和田市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消に係る事項を十和田市の所定の手段により公告する。

④ 十和田市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地利利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 十和田市は、十和田市の全域又は一部を区域として農地利利用集積円滑化事業を行う農地利利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 十和田市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び十和田市地域農業再生協議会等は農地利利用集積円滑化事業を促進するため、農地利利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農地利利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利利用改善事業の実施の促進

十和田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために

行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農地利利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農地利利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は

、
土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営

活動の領域等の観点から、農地利利用改善事業を行うことが適当であると認められ

る区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農地利利用改善事業の内容

農地利利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ

総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農

用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農地利利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
 - ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第 4 号の認定申請書を十和田市に提出して、農用地利用規程について十和田市の認定を受けることができる。
 - ② 十和田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること
 - ③ 十和田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を十和田市の掲示板への掲示により公告する。
 - ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか

、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 十和田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 十和田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 十和田市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、上北地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、十和田市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

十和田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

十和田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、青年就農給付金の活用、市町村公社・農協等農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

公益社団法人あおもり農林業支援センター、上北地域県民局地域農林水産部、農業委員会、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催する。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つになるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

十和田市が主体となって青森県営農大学校や上北地域県民局地域農林水産部、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業経営士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益社団法人あおもり農林業支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については青森県営農大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては上北地域県民局地域農林水産部、農業協同組合、十和田市認定農業者や農業経営士、農業委員・農地利用最適化推進委員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

十和田市は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 十和田市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーターや野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入

を推進してきたが、今後も効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 十和田市は、農業農村整備事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 十和田市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。集落単位での営農組合活動等による農用地利用の集積、連担化で効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の展開に資するよう努める。

エ 十和田市は、集落排水事業の推進により、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

オ 十和田市は地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

十和田市は、農業委員会、上北地域県民局地域農林水産部、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後1年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、十和田市地域農業再生協議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、十和田市は、このような協力の推進に配慮する。

第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

十和田市の平坦部では、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物と畜産が盛んなことによる飼料作物及びにんにく、ながいも等の露地野菜を取り入れた単一若しくは複合経営が展開されており、認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られてきたものの、個々の経営農地は分散しており、農作業の効率化等に支障をきたしており、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。

また、今後 10 年で更に農業従事者の高齢化の進展等により、このような農地所有者から農地の貸付等の意向が強まることが予測されている。

担い手がこのような状況の中で、将来にわたって地域内の農地を有効活用し、地域農業を維持、発展させていくためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図るなど、農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが緊急の課題となっている。

また、十和田市の山間部における農作物の作付状況は、水稻、小麦、大豆などの土地利用型作物の作付けが少ないことを除くと平坦部と似通っており、加えて狭小、不整形といった山間部の農地にありがちな問題も抱えており、担い手への農地集積は進んでいない。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積を促進する上での様々な課題を的確に把握しながら解決できる者とし具体的には、

- ① 従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること。
 - ② 地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること。
 - ③ 農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること。
- 以上の条件等を満たす者とする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準

十和田市における農地利用集積円滑化事業は、農業振興地域の農用地区域内を対象として行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定める事ができるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡、貸付又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する事項

- ア 農用地等の買入及び借受に関する事項
- イ 農用地等の売渡及び貸付に関する事項

- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施方法に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項
- ⑤ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体と農地中間管理機構は、密接な連携の元にそれぞれの事業を行うこととし、農地利用円滑化団体が農地所有者代理事業を行う場合には、農地中間管理機構への農地の貸付を最優先に事業を行うものとする。

また、農地中間管理機構からの要請に基づき、出し手と受け手とのマッチングに協力するものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農地所有適格法人以外の法人等については貸付（貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手方とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めることとする。

③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入、売渡等の価格設定の基準

① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

② 農用地等の借賃については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、十和田市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。

② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農

地中間管理機構が行う農地中間管理事業、十和田市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

(7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第 4 条第 3 項各号に掲げる者（十和田市を除く）は、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第 1 2 条の 1 0 の規定に基づき、十和田市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、十和田市から承認を受けるものとする。
- ② 十和田市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第 1 0 条第 2 号イからニに掲げるものであること。
 - キ 農林水産省令第 1 0 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供する土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 十和田市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 十和田市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を十和田市の所定の手段により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 十和田市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 十和田市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 十和田市は、農地利用集積円滑化団体が、次に掲げる事項に該当するときは、(7)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 十和田市は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

(9) 十和田市による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 十和田市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 十和田市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、十和田市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(7)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 十和田市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 十和田市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を十和田市の所定の手段により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、農業委員会、農業協同組合、上北地域県民局地域農林水産部の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業の普及啓発活動に努めるとともに、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構と密接に連携するものとする。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事
項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 18 年 3 月 9 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 25 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号ハに掲げる要件

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙 2 (第 4 の 1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための
 利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定
 又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合その他特別な事情があると認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき十和田市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>